

国立大学法人奈良国立大学機構の初代理事長となるべき者の選考基準

令和3年9月9日

国立大学法人奈良国立大学機構合同理事長選考会議

国立大学法人法の一部を改正する法律（令和3年法律第41号。）が令和4年4月1日から施行されることにより、新たに設置される国立大学法人奈良国立大学機構の初代理事長となるべき者には、「一法人複数大学制度」に基づく法人統合後の経営を円滑に進めるとともに、法人統合の目的である、「奈良カレッジズ」の実現等による高等教育の新たな総合化の推進が求められることから、以下のような資質・能力を求める。

1. 国立大学法人の最高経営責任者にふさわしく、人格が高潔で、教育や学問研究に対する優れた識見を有する者であること。
2. 確固たる信念のもとに、急変する時代や社会の動向を的確に捉え、大学の将来を見通すことができ、先見性とリーダーシップを備えた者であること。
3. 広い視野と高度なコミュニケーション力により、学内外からの幅広い信望を得ることのできる者であること。